

仕 様 書

1 件 名

クラウドシステム及び端末・サーバ機器等の借入れ

2 履行期間

移行期間 契約確定日から平成31年（2019年）11月30日まで

借入期間 平成31年（2019年）12月1日から平成36年（2024年）11月30日まで

（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）

3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（全10拠点）

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 立川庁舎 | 東京都立川市富士見町3-8-1 |
| (2) 圃場管理棟 | 東京都立川市富士見町3-8-1 |
| (3) 青梅庁舎 | 東京都青梅市新町6-7-1 |
| (4) 有機農業堆肥センター | 東京都青梅市新町6-7-1 |
| (5) 花粉対策室、多摩産材情報センター | 東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内 |
| (6) 奥多摩さかな養殖センター海沢飼育池 | 東京都西多摩郡奥多摩町海沢53 |
| (7) 奥多摩さかな養殖センター入川飼育池 | 東京都西多摩郡奥多摩町小丹波720 |
| (8) 栽培漁業センター | 東京都大島町元町字和泉99-5 |
| (9) 江戸川分場 | 東京都江戸川区鹿骨1-15-22 |
| (10) 食品技術センター | 東京都千代田区神田佐久間町1-9 秋葉原庁舎内 |

4 業務内容及び導入機器の概要等

別紙1「特記仕様書」、別紙2「システム全体構成図」、別紙3「機器等導入一覧」のとおり。

5 受託者の資格要件

本業務を実施する作業主体（賃借の場合、リース会社が構築委託を行う契約先企業）は、平成31年（2019年）4月時点において以下の要件を全て満たしているものとする。1社にて対応できない場合は、複数社での対応も可能とする。

- (1) 過去5ヵ年において、官公庁又は外郭団体等から同規模以上のクラウドシステムの設計開発、運用保守に関する実績を有すること。
- (2) 品質管理体制について、ISO9001の認証を取得していること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001認証を取得していること。
- (4) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が付与する「プライバシーマーク」を取得していること。
- (5) マイクロソフト社の認定ソリューションパートナーであり、シルバーもしくはゴールドの認定であること。

6 支払方法

月額払いとし、請求書に基づき 30 日以内に支払う。

ただし、初期導入費用及びクラウド利用料、機器賃借料、運用保守料の合計金額を総リース期間の月数（60 ヶ月）で割り返した金額を月額費用とする。

7 長期継続契約案件

本件は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合、財団はこの契約を変更または解除することができるものとする。

8 納入物件

別紙 4 「納入物件一覧」のとおり

9 貸与物件

別紙 5 「貸与物件一覧」のとおり

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)の規定は、受託者の従業員、本業務の一部を再委託した場合の再委託先又はこれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) 上記(4)は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、その取扱は別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するもの

とする。

11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本契約に係る費用明細（ハードウェア、ソフトウェア等物件費（リース料）、ライセンス料、クラウド費用、設計開発費、導入作業費、運用保守費等）を記載した内訳書を作成、提出すること。
- (2) 本業務に係る機器の搬入・据付、設定作業、運用保守サービスなど一切の費用は、すべて契約金額に含むものとする。
- (3) 導入する賃借物件の借入開始日までにシステムリプレースを完了すること。また、財団の業務都合により、作業の実施時間、機会及び方法が制限される場合があるため、実施に当たっては、財団担当者と十分に打合せを行うこと。
- (4) 契約期間満了時においては、受託者の負担により、物理的破壊またはデータ消去によりデータが漏洩しないよう情報セキュリティ対策を講じること。また、搬出及び機器の撤去に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても、同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別紙6「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (7) 個人情報の取扱については、別紙7「個人情報に関する特記事項」のほか関係法令等を遵守すること。
- (8) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度財団側と双方協議の上、処理するものとする。

13 請求部課

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(TEL) 042-528-0505 (FAX) 042-522-5397 (E-mail) zaidan-kikaku@tdfaff.com